I-3 支給決定(選択と決定)素案

【表題】支給決定の在り方

【結論】

- 〇新たな支給決定にあたっての基本的な在り方は、以下のとおりとする。
 - ①支援を必要とする障害のある本人(及び家族)の意向やその人が望む暮ら し方を最大限尊重することを基本とすること。
 - ②他の者との平等を基礎として、当該個人の個別事情に即した必要十分な支 給量が保障されること。
 - ③支援ガイドラインは一定程度の標準化が諮られ、透明性があること。
 - ④申請から決定までわかりやすく、スムーズなものであること

【説明】

<u>支給決定は、他の者との平等を基礎とし、障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう必要な支援の種類と量を確保するためのものであり、上記事項を基</u>本として行われなければならない。

特に、申請から決定まで分かりやすくスムーズなものにするためには、支給 決定プロセス全体についても一定の共通事項をルール化し、公平性や透明性を 担保することが大切である。また、必要書類や分かりやすい解説書を市町村役 所等、誰もが手にしやすい場所に置き、求めに応じて十分な説明をするなど、 新しい支給決定の仕組みについての周知を図ることが求められる。

<u>さらに、支給決定のプロセスにおいても、障害者の希望に応じてコミュニケ</u> ーション支援を提供することが求められる。

【表題】支給決定のしくみ

【結論】

- ○支給決定のプロセスは、原則以下のとおりとする。
- ① 総合福祉法上の支援を求める者(法定代理人も含む)は、本人が求める支援 に関するサービス利用計画を策定し、市町村に申請を行う。
- ② 市町村は、支援を求める者に「障害」があることを確認する。
- ③市町村は、本人が策定したサービス利用計画について、市町村の支援ガイド ラインに基づき、ニーズアセスメントを行う。
- ④申請の内容が、支援ガイドラインの水準を超える場合又は、<u>に適合しないと</u>本人<u>又はが希望する場合、</u>市町村<u>が判断した場合</u>は、本人(支援者を含む) と協議調整を行い、その内容に従って、支給決定をする。
- ⑤<u>④の</u>協議調整が困難である場合、もしくは本人が希望した整わない</u>場合、市町村(または圏域)に設置された第三者機関としての合議機関において検討

- し、市町村は、その結果を受けて支給決定を行う。
- ⑥市町村の支給決定に不服がある場合、申請をした者は都道府県<u>等</u>に不服申し立てできるものとする。

【説明】

現在新たな仕組みにおいては、障害程度区分は使わずに支給決定をする。障害者自立支援方法の一次審査で用いられる障害程度区分認定調査項目の 106 項目は、特に知的障害、精神障害については一次判定から二次判定の変更率が 4割から 5割以上であり、かつ地域による格差も大きいことから、障害種別を超えた支給決定の客観的指標とするのは問題が大きい。

新たな支給決定にあたっての基本的な考え方については、①支援を必要とする障害のある本人(及び家族)の生活と意向を基本とすること、②その地域での他の者との平等を基礎として、必要な支給量が確保されること、③一定程度の標準化が諮られ、公平性、透明性があること、④申請から決定までわかりやすく、スムーズなものであること、とする。

また新たな支給決定の仕組みのが機能するための前提としては、障害のある本人の自己決定支援の抜本的な強化が必要である。当事者によるエンパワメント支援事業の充実や相談支援事業の充実、さらには市町村におけるニーズアセスメント能力の向上が図られ日常的な支援者、当事者によるピアサポート(エンパワメント事業)の充実、相談支援システムの充実などが具体的に諮られることが重要である。なければならない。特に、支援ニーズを的確に伝えることが難しい人のニーズをくみ取るためには、日常的にかかわりのある支援者等がコミュニケーション支援するなどし、本人の意思や希望が確認されなければならない。

さらに市町村においては、<u>支給決定にかかわる職員等の</u>ニーズアセスメント 能力の向上が諮られなければならない。市町村行政職員の仕事をしながら教育 <u>を受ける職場内訓練(OJT)(研修体制)</u>の充実<u>もが</u>必要である。

支給決定プロセス全体について一定の共通事項をルール化し、公平性・透明 性を担保する。(支給決定プロセスの指針・ガイドラインの策定)

【表題】サービス利用計画について

【結論】

〇 サービス利用計画とは、総合福祉法上の<u>支援サービスを求める希望する</u>者が、その求める支援の内容と量を計画として支援について作成し策定し、これを市町村に提出されるものをいうするものをいう。なお、そのサービス利用計画の作成にあたり、障害者が希望する場合には、相談支援専門員の支援

を受けることができる。

【説明】

サービス利用計画とは、総合福祉法によるサービス支援等を利用するにあたって、市町村に提出する計画必要な支援の内容と量を示すものであるとする。 障害者がどの支援をどの程度利用したいのか、本人のニーズに基づいて、福祉サービス等の利用希望を明らかにするものである計画となる。サービス利用計画は、本人自身が策定するか(セルフマネジメント)こともできるが、もしくは本人が希望する場合には相談支援専門員とともに策定することもできる。サービス利用計画の提出は、総合福祉法によるサービス支援のを利用を申請する際に提出する必要となる。

【表題】「障害」の確認について 【結論】

○ 市町村によるは、法律の対象となる障害者であるか否かの確認は、「身体的または精神的な機能障害」があることを示す証明書によって法律の対象となる障害者であるか否かの確認を行う。証明書は、障害者手帳、医師の診断書、もしくは意見書、その他、障害特性に関して専門的な知識を有する専門職の意見書を含むものとする。

【説明】

総合福祉法に基づく支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要とする障害者に対して提供される。機能障害を示す具体的資料としては、障害者手帳があれば、それで足りるが、まず、医師の診断書の利用が考えられる。医師の診断書は、機能障害の存在を示す資料として、公正性が担保される点で優れているが、他方で、発達障害、高次脳機能障害、難病など、医師の診断書が得にくい場合も考えられる。

医師の診断書が得られにくい場合に対処する方策としては、以下の2つがある。

- ①医師の診断書に限定せず、意見書でもよいものとする。
- ②「機能障害」の存在を判断する者を医師のみとせず、その他障害特性に関 して専門的な知識を有する専門職の意見書でもよいとする。

なお、精神疾患を含む難治性疾患については、生活上の制限を生み出すことから、その診断書等の文書をもって上記診断書に代えることができる。また、 具体的な専門職としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、 発達心理士、精神保健福祉士、看護師等がある。市町村によって格差が生じないように、ICF(国際生活機能分類)の「心身機能・身体構造」を参考にしつつ 機能障害の例示列記するなど、市町村・利用者(障害者)・医師その他の専門職に対して包括規定の内容を明らかにすることも検討すべきである。

【表題】支援ガイドラインについて

【結論】

- ○【P】 国<u>及び市町村</u>は、障害者の地域生活の権利の実現をはかるため、以下 の基本的視点に基づいて、支援ガイドラインを策定するものとする。
- <u>①国は、ガイドラインは、障害者等の参画の下に</u>「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能とする支援の水準」を<u>支給決定の</u>ガイドラインとして策定する示すことものである。
- ②国及び市町村のガイドラインでは、障害の種類やと程度に偏ることなく、本人の意思や社会参加する上での困難等がもれなく考慮されで支援の種類と量を決めるのではなく、社会参加を含めた支援の必要に基づいて策定されるものとすること。
- → ③市町村は、国が示すガイドラインガイドラインは、国が基本的な設定 を示し、その設定を最低ラインとして、自治体ごとにガイドラインを策定する こととする。
- ○④市町村のガイドラインは、当事者障害者等が参画して策定するものとし、。公開文書とすること。また、し、適切な時期で見直すものとすること。(市町村のいわゆる「要綱」をガイドラインにしてはならない。)

【説明】

ガイドラインで示す支給水準は、権利条約に規定されている障害者の「他のものとの平等」「地域生活の実現」を基本原則にするべきである。この基本原則に基づき、障害のある人の支援の必要度を類型化し、類型ごとの標準ケアプランに基づく支給水準を示す。類型化については、長時間介護、見守り支援、複数介護、移動支援などの必要性を含めて検討するべきである。

ガイドラインは、障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要な支援の必要度を明らかにし、その人の生活を支援する支援計画の作成過程において、公費により利用できる福祉サービスを明らかにすることを目的に作られるものである。市町村は国のガイドラインを最低基準として、ガイドラインをの策定するは不可欠である。策定にあたっては、当事者(障害者、家族及びその関係団体等など)と行政、相談支援事業者、サービス提供事業者等などの関係者がの参画のもとし、地域のその時点での地域生活の水準を協議しなければならない。がら作成される必要があり、この策定過程を通してにより、当事者、行政、事業者の協働が生まれることが期待される。

ガイドライン策定にあたり様々な意見があるため、障害者団体等の意見を聴 取しつつ、策定されるものとする。

しかしなお、地域生活をする重度障害の人が少なく、当事者の声が出にくい地域などでは、格差が広がるリスクも懸念されるある。そのため、当分の間は国がガイドラインの設定指針を示し、自治体ごとにその指針内容を最低ラインとして、独自のガイドラインを策定することとする。市町村のガイドラインは、現在の支給決定の際に自治体で用いられている「要綱」等とは異なることから、適正に作成されるように国が指導すべきである。さらに、また財政面から国基準をそのまま引用する自治体が出る可能性が高いことからことがないようにするため、国のガイドライン指針を超えて、市町村が必要に応じた支給決定ができる財源的な保障が必要となるである。

またガイドラインは、現在の支給決定の際に、自治体で用いられている「要綱」等とは異なる。具体的な地域で暮らす障害者のニーズに基づいて策定されるべきものであり、その策定段階から当事者参画が諮られるべきである。

さらに、国と都道府県は、各地域のガイドラインとそれを超える支給決定のに適合しない事例にかかわる情報を集約して、国の指針の見直しに反映させるとともに、その情報を自治体やその合議機関等に提供し、各地域におけるガイドライン作成・見直しや支給決定事務の参考に資するように努めなければならない。

【表題】協議調整

【結論】

○ ○ ○サービス利用計画が、①障害者本人が希望する場合、②ガイドライン に示されたの水準やサービス内容に適合しないと障害者本人又はを超える申請であると市町村が判断した場合に、障害者(及び支援者)と市町村による協議調整によりサービス内容を決定する支給決定が行われる。

【説明】

協議調整による支給決定は、障害者本人が希望する場合とガイドラインで示される水準やサービス内容に当てはまらない事例(類型を超える時間数などが申請された場合)について、個別の生活実態に基づいて本人と市町村間で行われる<u>ものをいう。</u>。

本人(支援者)と市町村の協議で調整がつかない場合には、第三者で構成された合議機関での検討の結果を受けて、市町村が支給決定を行う。

【表題】合議機関の設置と機能について

【結論】

- 〇 市町村は、協議調整が困難な前記の協議が整わない場合に備え、本人が希望 する場合に、第三者機関として、当事者相談員、相談支援専門員、地域の社 会資源や障害のある人の状況をよく知る者等を構成員とする合議機関を設 置する。
- 合議機関は、既定の支援ガイドラインの内容および水準にかかわらず、本人のサービス利用計画に基づき、その支援の必要性を調査するとともに、支援の内容、支給量等について判断するものとする。
- 市町村は、合議機関での判断を尊重しなければならない。

【説明】

本人と市町村の協議で調整がつかない場合、もしくは本人が第三者機関での 調整を要請した場合については、市町村に設置された合議機関において検討し、 その結果を受けて、市町村が支給決定を行うことができることとする。

合議機関では、障害特性や障害福祉サービス等の必要性をより適切に支給決定に反映するため、本人<u>の状況について必要な情報をもとに中心支援計画(サービス利用計画案を含む)及び、個別支援計画に具体化されなかったニーズ、概況調査(介護を行う者の状況、障害のある人の生活環境等)、市町村のガイドラインによるアセスメント等を勘案し</u>個別事例についての検討を行う。

さらに、合議機関は、市町村(または圏域)に複数設置され、合議機関の構成員は第三者として公平中立な役割を担うことができる人物とすべきであるを基本とする。不服申し立てにおいて、市町村への差し戻し(再調整)請求を位置づけたがなされた場合に、その市町村(または圏域)が有する他の合議機関で再調整する方法を検討する必要がある。

【表題】不服申立について

【結論】

- 〇市町村は、支給決定に関する異議申し立ての仕組みを整備し、都道府県は、 市町村の支給決定に関する不服審査機関を設置する。
- ○不服申立は、手続き及び内容判断の是非について審議されるものとし、本人 の出席、意見陳述及び反論の機会が与えられるものとする。

【説明】

支給決定は、一連のプロセス<mark>と協議調整</mark>に基づいた、最終的に行政処分であ

るが、本人がその決定に不服がある場合には、極めて簡便に不服申し立てができる仕組みが求められる。市町村や都道府県レベルの不服審査機関への手続きのハードルを低くするため、相談支援機関に不服審査の支援等を求めることができるようにすべきであるが出来ることも求められる。